

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
4	国民健康保険の資格・給付に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

稲美町は、国民健康保険の資格・給付に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

稲美町長

公表日

令和6年1月31日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	国民健康保険の資格・給付に関する事務
②事務の概要	<p>稲美町は、国民健康保険法(昭和33年12月27日法律第192号)及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号。以下「番号法」という。))の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <p>さらに「医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律」によりオンライン資格確認のしくみの導入を行うとされたことと、当該しくみのような、他の医療保険者等と共同して「被保険者等に係る情報の収集または整理に関する事務」及び「被保険者等に係る情報の利用または提供に関する事務」を「国民健康保険団体連合会(以下「国保連合会」という。))または社会保険診療報酬支払基金(以下「支払基金」という。))」(以下「支払基金等」という。))に委託することができる旨の規定が国民健康保険法に盛り込まれていることを踏まえ、オンライン資格確認等システムへの資格情報の提供に係る加入者等の資格履歴情報の管理、機関別符号の取得、及び一部の情報提供について共同して支払基金等に委託することとし、国保連合会から再委託を受けた国民健康保険中央会(以下「国保中央会」という。))及び支払基金(以下「取りまとめ機関」という。))が、医療保険者等向け中間サーバー等の運営を共同して行う。</p> <p>①被保険者に係る申請等(申請、届出又は申出)の受理、申請等に係る事実審査又は申請等に対する応答に関する事務 ②被保険者証、被保険者資格証明書、高齢受給者証、標準負担額減額認定証、特定疾病療養受療証、限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証又は特別療養証明書に関する事務 ③保険給付の支給に関する事務 ④保険医療機関に対する一部負担金に係る措置に関する事務 ⑤保険給付の一時差止めに関する事務 ⑥国保連合会で実施する療養給付の審査・支払等に付随する資格継続業務と高額該当の引き継ぎ事務 ⑦オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、国保連合会から委託を受けた国保中央会が、当町からの委託を受けて「医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務」を行うために、当町から被保険者及び世帯構成員の個人情報を抽出し、国保連合会を經由して医療保険者等向け中間サーバー等へ被保険者資格情報の提供を行う事務 ⑧オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、支払基金が、当町からの委託を受けて「医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号取得等事務」を行うために、情報提供等記録開示システムの自己情報表示業務機能を利用して、当町から提供した被保険者資格情報とオンライン資格確認等システムで管理している情報とを紐付けるために機関別符号の取得並びに紐付け情報の提供を行う事務</p>
③システムの名称	国民健康保険システム 団体内統合利用番号連携サーバー 中間サーバー 国保総合システム及び国保情報集約システム 医療保険者等向け中間サーバー等
2. 特定個人情報ファイル名	
国民健康保険情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<p>(1)番号法 第9条第1項 別表第一の30の項 (2)国民健康保険法 第45条第5項等及び同法第113条の3 (3)国民健康保険法に関する法律及びこれらの法律に基づく条例</p> <p><オンライン資格確認の準備業務> ・番号法 第9条第1項(利用範囲) 別表第一の30の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第1の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号) 第24条 ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項</p>

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	<p>(情報提供の根拠)</p> <p>(1) 番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 ア 第三欄(情報提供者)が「医療保険者及び後期高齢者医療広域連合」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「医療保険給付関係情報」が含まれる項 (1、2、3、4、5、9、26、27、30、33、39、42、58、62、80、87、93の項) イ 第三欄(情報提供者)が「他の法令による給付の支給を行うこととされている者」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「他の法令による給付の支給に関する情報」が含まれる項 (12、15、78、81の項) ウ 第三欄(情報提供者)が「他の法令により行われる給付の支給を行うこととされている者」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「他の法令により行われる給付の支給に関する情報」が含まれる項(109の項) エ 第三欄(情報提供者)が「医療に関する給付の支給を行うこととされている者」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「医療に関する給付の支給に関する情報」が含まれる項 (17、22、88、97、106の項)</p> <p>(2) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号。以下「別表第二の主務省令」という。)第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第8条、第10条の2、第11条の2、第12条の3、第15条、第19条、第20条、第22条の2、第24条の2、第25条、第31条の2の2、第33条、第41条の2、第43条、第44条、第44条の2、第46条、第49条、第53条、第55条の2、第59条の3</p> <p>(情報照会の根拠)</p> <p>(1) 番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二の第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)が「国民健康保険法による保険給付の支給に関する事務」が含まれる項(42、43の項) (2) 別表第二の主務省令第25条、第25条の2</p> <p><オンライン資格確認の準備業務> ・番号法 附則第6条第4項 (利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等) ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉部住民課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	郵便番号675-1115 兵庫県加古郡稲美町国岡1丁目1番地 電話 079(492)-1212 代表 稲美町役場 経営政策部企画課
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	郵便番号675-1115 兵庫県加古郡稲美町国岡1丁目1番地 電話 079(492)-1212 代表 稲美町役場 健康福祉部住民課

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年1月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年1月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年3月15日	I-1-②	①被保険者に係る申請等(申請、届出又は申出)の受理、申請等に係る事実審査又は申請等に対する応答に関する事務、②被保険者証、被保険者資格証明書、高齢受給者証、標準負担額減額認定証、特定疾病療養受療証、限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証又は特別療養証明書に関する事務③保険給付の支給に関する事務④保険医療機関に対する一部負担金に係る措置に関する事務⑤保険給付の一時差止めに関する事務	①被保険者に係る申請等(申請、届出又は申出)の受理、申請等に係る事実審査又は申請等に対する応答に関する事務、②被保険者証、被保険者資格証明書、高齢受給者証、標準負担額減額認定証、特定疾病療養受療証、限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証又は特別療養証明書に関する事務③保険給付の支給に関する事務④保険医療機関に対する一部負担金に係る措置に関する事務⑤保険給付の一時差止めに関する事務⑥国保連合会で実施する療養給付の審査・支払等に付随する資格継続業務と高額該当の引き継ぎ業務	事後	
平成31年3月15日	I-1-③	国民健康保険システム 団体内統合利用番号連携サーバー 中間サーバー	国民健康保険システム 団体内統合利用番号連携サーバー 中間サーバー 国保総合(情報集約)システム(次期国保総合システム及び国保情報集約システム)	事後	
平成31年3月15日	I-③	(1)番号法第9条第1項 別表第一の30の項 (2)国民健康保険法に関する法律及びこれらの法律に基づく条例	(1)番号法第9条第1項 別表第一の30の項 (2)国民健康保険法第45条第5項等及び同法第113条の3 (3)国民健康保険法に関する法律及びこれらの法律に基づく条例	事後	
平成31年3月15日	I-5-②	健康福祉部住民課長 山本 勝也	課長	事後	様式変更
平成31年3月15日	II-1	平成27年8月1日 時点	平成31年3月1日 時点	事後	
平成31年3月15日	II-2	平成27年8月1日 時点	平成31年3月1日 時点	事後	
令和2年3月16日	I-4-②	番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) 第三欄(情報提供者)が「医療保険者」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「医療保険給付関係情報」「医療に関する給付の支給」が含まれる項(1、2、3、4、5、17、22、26、27、30、33、39、42、58、62、80、87、93、97、106の項)及び43、78、109 (別表第二における情報照会の根拠) 第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)が「国民健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの」の項(42、43の項)	(情報提供の根拠) ・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二の第三欄(情報提供者)が「医療保険者」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「医療保険給付関係情報」「医療に関する給付の支給」が含まれる項(1、2、3、4、5、9、17、22、26、27、30、33、39、42、58、62、80、87、93、97、106の項)及び43、78、109 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号。以下「別表第二の主務省令」という。)第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第8条、第12条の3、第15条、第19条、第20条、第22条の2、第24条の2、第25条、第25条の2、第31条の2、第41条の2、第43条、第44条、第46条、第49条、第53条、第55条の2、第59条の3 (情報照会の根拠) ・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二の第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)が「国民健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの」の項(42、43の項) ・別表第二の主務省令第40条、第40条の2	事後	
令和2年3月16日	II-1	平成31年3月1日 時点	令和2年3月1日 時点	事後	
令和2年3月16日	II-2	平成31年3月1日 時点	令和2年3月1日 時点	事後	
令和2年9月1日	I-1-②	稲美町は、国民健康保険法(昭和33年12月27日法律第192号)及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号。以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。	稲美町は、国民健康保険法(昭和33年12月27日法律第192号)及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号。以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 さらに「医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律」によりオンライン資格確認のしくみの導入を行うとされたこと、当該しくみのような、他の医療保険者等と共同して「被保険者等に係る情報の収集または整理に関する事務」及び「被保険者等に係る情報の利用または提供に関する事務」を「国民健康保険団体連合会(以下「国保連合会」という。)または社会保険診療報酬支払基金(以下「支払基金」という。)(以下「支払基金等」という。)に委託することができる旨の規定が国民健康保険法に盛り込まれていることを踏まえ、オンライン資格確認等システムへの資格情報の提供に係る加入者等の資格履歴情報の管理、機関別符号の取得、及び一部の情報提供について共同して支払基金等に委託することとし、国保連合会から再委託を受けた国民健康保険中央会(以下「国保中央会」という。)及び支払基金(以下「取りまとめ機関」という。)が、医療保険者等向け中間サーバー等の運営を共同して行う。	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年9月1日	I-1-②	①被保険者に係る申請等(申請、届出又は申出)の受理、申請等に係る事実審査又は申請等に対する応答に関する事務 ②被保険者証、被保険者資格証明書、高齢受給者証、標準負担額減額認定証、特定疾病療養受療証、限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証又は特別療養証明書に関する事務 ③保険給付の支給に関する事務 ④保険医療機関に対する一部負担金に係る措置に関する事務 ⑤保険給付の一時差止めに関する事務 ⑥国保連合会で実施する療養給付の審査・支払等に付随する資格継続業務と高額該当の引き継ぎ業務	①被保険者に係る申請等(申請、届出又は申出)の受理、申請等に係る事実審査又は申請等に対する応答に関する事務 ②被保険者証、被保険者資格証明書、高齢受給者証、標準負担額減額認定証、特定疾病療養受療証、限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証又は特別療養証明書に関する事務 ③保険給付の支給に関する事務 ④保険医療機関に対する一部負担金に係る措置に関する事務 ⑤保険給付の一時差止めに関する事務 ⑥国保連合会で実施する療養給付の審査・支払等に付随する資格継続業務と高額該当の引き継ぎ業務 ⑦オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、国保連合会から委託を受けた国保中央会が、当市からの委託を受けて「医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務」を行うために、当町から被保険者及び世帯構成員の個人情報抽出し、国保連合会を経由して医療保険者等向け中間サーバー等へ被保険者資格情報の提供を行う事務 ⑧オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、支払基金が、当市からの委託を受けて「医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号取得等事務」を行うために、情報提供等記録開示システムの自己情報表示業務機能を利用して、当町から提供した被保険者資格情報とオンライン資格確認等システムで管理している情報とを紐付けるために機関別符号の取得並びに紐付け情報の提供を行う事務	事後	
令和2年9月1日	I-3	(1)番号法第9条第1項 別表第一の30の項 (2)国民健康保険法第45条第5項等及び同法第113条の3 (3)国民健康保険法に関する法律及びこれらの法律に基づく条例	(1)番号法第9条第1項 別表第一の30の項 (2)国民健康保険法第45条第5項等及び同法第113条の3 (3)国民健康保険法に関する法律及びこれらの法律に基づく条例 (4)番号法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令 第24条	事後	
令和2年9月1日	I-4-②	(情報提供の根拠) ・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二の第三欄(情報提供者)が「医療保険者」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「医療保険給付関係情報」「医療に関する給付の支給」が含まれる項(1、2、3、4、5、9、17、22、26、27、30、33、39、42、58、62、80、87、93、97、106、120の項)及び43、78、109 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号。以下「別表第二の主務省令」という。)第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第8条、第12条の3、第15条、第19条、第20条、第22条の2、第24条の2、第25条、第25条の2、第31条の2、第41条の2、第43条、第44条、第46条、第49条、第53条、第55条の2、第59条の3 (情報照会の根拠) ・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二の第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)が「国民健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの」の項(42、43の項) ・別表第二の主務省令第40条、第40条の2	(情報提供の根拠) ・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二の第三欄(情報提供者)が「医療保険者」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「医療保険給付関係情報」「医療に関する給付の支給」が含まれる項(1、2、3、4、5、9、17、22、26、27、30、33、39、42、58、62、80、87、93、97、106、120の項)及び43、78、109 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号。以下「別表第二の主務省令」という。)第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第8条、第12条の3、第15条、第19条、第20条、第22条の2、第24条の2、第25条、第25条の2、第31条の2、第41条の2、第43条、第44条、第46条、第49条、第53条、第55条の2、第59条の3 (情報照会の根拠) ・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二の第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)が「国民健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの」の項(42、43の項) ・別表第二の主務省令第40条、第40条の2 (オンライン資格確認等システム稼働に向けた準備としての資格履歴管理事務、機関別符号の取得等事務の根拠) ・番号法 附則第6条第4項 (利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等) ・国民健康保険法 第113条の3	事後	
令和2年9月1日	II-1	[1万人以上10万人未満] 令和2年3月1日 時点	[1,000人以上1万人未満] 令和2年9月1日 時点	事後	再評価実施による
令和2年9月1日	II-2	令和2年3月1日 時点	令和2年9月1日 時点	事後	再評価実施による

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年9月7日	I-4-②	<p>(情報提供の根拠)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二の第三欄(情報提供者)が「医療保険者」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「医療保険給付関係情報」「医療に関する給付の支給」が含まれる項(1、2、3、4、5、9、17、22、26、27、30、33、39、42、58、62、80、87、93、97、106、120の項)及び43、78、109 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号。以下「別表第二の主務省令」という。) 第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第8条、第12条の3、第15条、第19条、第20条、第22条の2、第24条の2、第25条、第25条の2、第31条の2、第41条の2、第43条、第44条、第46条、第49条、第53条、第55条の2、第59条の3 <p>(情報照会の根拠)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二の第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)が「国民健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの」の項(42、43の項) ・別表第二の主務省令第40条、第40条の2 <p>(オンライン資格確認等システム稼働に向けた準備としての資格履歴管理事務、機関別符号の取得等事務の根拠)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号法 附則第6条第4項 (利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等) ・国民健康保険法 第113条の3 	<p>(情報提供の根拠)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二の第三欄(情報提供者)が「医療保険者」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「医療保険給付関係情報」「医療に関する給付の支給」が含まれる項(1、2、3、4、5、9、17、22、26、27、30、33、39、42、58、62、80、87、93、97、106、120の項)及び43、78、109 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号。以下「別表第二の主務省令」という。) 第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第8条、第12条の3、第15条、第19条、第20条、第22条の2、第24条の2、第25条、第25条の2、第31条の2、第41条の2、第43条、第44条、第46条、第49条、第53条、第55条の2、第59条の3 <p>(情報照会の根拠)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二の第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)が「国民健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの」の項(42、43の項) ・別表第二の主務省令第40条、第40条の2 <p>(オンライン資格確認等システム稼働に向けた準備としての資格履歴管理事務、機関別符号の取得等事務の根拠)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号法 附則第6条第4項 (利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等) ・国民健康保険法 第113条の3 	事後	法改正に伴う変更
令和3年9月7日	II-1	令和2年9月1日 時点	令和3年9月1日 時点	事後	
令和3年9月7日	II-2	令和2年9月1日 時点	令和3年9月1日 時点	事後	
令和6年1月31日	I-1 特定個人情報を取り扱う事務 ②事務の概要	(略)	(略)	事後	
令和6年1月31日	I-1 特定個人情報を取り扱う事務 ③システムの名称	国民健康保険システム 団体内統合利用番号連携サーバー 中間サーバー 国保総合(情報集約)システム(次期国保総合システム及び国保情報集約システム)	国民健康保険システム 団体内統合利用番号連携サーバー 中間サーバー 国保総合システム及び国保情報集約システム 医療保険者等向け中間サーバー等	事後	
令和6年1月31日	I-3 個人番号の利用法令上の根拠	(1)番号法第9条第1項 別表第一の30の項 (2)国民健康保険法第45条第5項等及び同法第113条の3 (3)国民健康保険法に関する法律及びこれらの法律に基づく条例 (4)番号法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令 第24条	(1)番号法 第9条第1項 別表第一の30の項 (2)国民健康保険法 第45条第5項等及び同法第113条の3 (3)国民健康保険法に関する法律及びこれらの法律に基づく条例 <オンライン資格確認の準備業務> ・番号法 第9条第1項(利用範囲) 別表第一の30の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第1の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号) 第24条 ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年1月31日	I-4 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	<p>(情報提供の根拠)</p> <ul style="list-style-type: none"> 番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二の第三欄(情報提供者)が「医療保険者」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「医療保険給付関係情報」「医療に関する給付の支給」が含まれる項(1、2、3、4、5、9、17、22、26、27、30、33、39、42、58、62、80、87、93、97、106、120の項)及び43、78、109 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号。以下「別表第二の主務省令」という。)第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第8条、第12条の3、第15条、第19条、第20条、第22条の2、第24条の2、第25条、第25条の2、第31条の2、第41条の2、第43条、第44条、第46条、第49条、第53条、第55条の2、第59条の3 <p>(情報照会の根拠)</p> <ul style="list-style-type: none"> 番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二の第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)が「国民健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの」の項(42、43の項) 別表第二の主務省令第40条、第40条の2 <p>(オンライン資格確認等システム稼働に向けた準備としての資格履歴管理事務、機関別符号の取得等事務の根拠)</p> <ul style="list-style-type: none"> 番号法 附則第6条第4項 (利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等) 国民健康保険法 第113条の3 	<p>(情報提供の根拠)</p> <p>(1) 番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二</p> <p>ア 第三欄(情報提供者)が「医療保険者及び後期高齢者医療広域連合」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「医療保険給付関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、5、9、26、27、30、33、39、42、58、62、80、87、93の項)</p> <p>イ 第三欄(情報提供者)が「他の法令による給付の支給を行うこととされている者」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「他の法令による給付の支給に関する情報」が含まれる項(12、15、78、81の項)</p> <p>ウ 第三欄(情報提供者)が「他の法令により行われる給付の支給を行うこととされている者」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「他の法令により行われる給付の支給に関する情報」が含まれる項(109の項)</p> <p>エ 第三欄(情報提供者)が「医療に関する給付の支給を行うこととされている者」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「医療に関する給付の支給に関する情報」が含まれる項(17、22、88、97、106の項)</p> <p>(2) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号。以下「別表第二の主務省令」という。)第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第8条、第10条の2、第11条の2、第12条の3、第15条、第19条、第20条、第22条の2、第24条の2、第25条、第31条の2の2、第33条、第41条の2、第43条、第44条、第44条の2、第46条、第49条、第53条、第55条の2、第59条の3</p> <p>(情報照会の根拠)</p> <p>(1) 番号法第19条第8号(特定個人情報の提</p>	事後	
令和6年1月31日	II-1	令和3年9月1日 時点	令和6年1月1日 時点	事前	国保情報集約システムのクラウド化に伴う再評価実施による
令和6年1月31日	II-2	令和3年9月1日 時点	令和6年1月1日 時点	事前	国保情報集約システムのクラウド化に伴う再評価実施による